

ワ州基本法の研究

—— 中国法との比較を通じて —— (6) 婚姻法

The Study of the Basic Law of the Wa State
—A Way to Make a Comparative Study of Chinese Law—(6) Marriage Law

安田 峰俊*・高橋 孝治†

ミャンマー連邦共和国のシャン州の「ワ自己管理管区」(ワ州)は、国際的に承認されていない政府が実効支配している地域であり、独自の法である「ワ州基本法」が施行されている。ワ州基本法は一つの法典の中にいくつかの章があり、これらの章がそれぞれ「民法」や「刑法」となっている。本稿は、これらのうち、婚姻法について、ワ州基本法の母法である中国婚姻法との比較という手法を用いて、検討を行うものである。

本稿の結論としては、ワ州の婚姻法は、ワ州が独自の制度を規定しようとした部分もあるが、それが結局、他の条文との整合性を欠かせることになり、結果として法律を粗雑なものにしてしまったと評価する‡。

キーワード：アジア法、ミャンマー、中国法、ワ州法、国際的に未承認の政府

* 立命館大学人文科学研究所

† 一般企業勤務 (立教大学アジア地域研究所 特任研究員／韓国・檀国大学校日本研究所 海外研究諮問委員)

‡ 本稿において、[] は直前の単語の中国語原文を表し、初出にのみ付した。

I. はじめに

昨今、日本の各地方自治体が、国際理解や国際交流に力を注いでいる中で、福井県は「福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例」(1996年(平成8年)3月21日福井県条例第3号公布, 同年10月5日施行。2019年(令和元年)7月30日福井県条例第4号最終改正, 同年10月1日改正法施行)第1条や第4条で「国際交流会活動」や「国際理解」を行うことを前提とした規定を設けている。さらに、福井県福井市においても「男女共同参画社会をめざす福井市条例」(2003年(平成15年)3月28日条例第1号公布, 同年4月1日施行)第21条において、「国際的な理解」を行うことを前提とする規定を置いている。本稿は、このような「国際理解」の一助となるべく、日本ではあまり知られていないミャンマー連邦共和国(以下「ミャンマー」という)のシャン州の「ワ自己管理管区」(以下「ワ州」という。中国語では「佤邦」と表記される)という地域を研究するものである。ワ州は革命根拠地(国際的に承認されていない政府が実効支配し、事実上独立している地域)に存在する軍閥政権であり、日本国政府との公式の交流がなされる可能性は極めて低い。しかし、政治的に国家レベルでの交流が難しい地域であるからこそ、地方自治体レベルでは、その地域に対する理解くらいは促進すべきと言える(長洲=坂本1983: pp.34-36)。例えば、日本や多くの国家が国家として承認していない台湾(国名としては「中華民国」)は、他国との交流の手段として、積極的に自治体交流を行っている(「国交なくとも交流活気」2018: 1)。このように、国家ではできない国

際交流を担うのは、自治体の役割でもあるのである。

また、2021年2月1日にはミャンマーで軍事クーデターが勃発して、大きな混乱が生じている(「ミャンマー軍がクーデター」2021: 1; 「ミャンマー軍クーデター」2021: 1)。しかし、ミャンマーは、このようないわゆる中央政府以外にもワ州のような軍閥政権が存在している。国際的にその惨禍が報じられている軍事クーデターにより、ミャンマーにこれまで以上の注目が集まる中、ミャンマーをよりよく知ることは現在急務なのではないだろうか。本稿は、ワ州というミャンマーの中央政府とは関係の強くない地域を取り上げるが、ミャンマーをより深く知るための一助となれば幸いである。

事実上の独立を保っているがゆえに、当然にワ州には独自の法律が存在する。これが「佤邦州基本法(試行)」(以下「ワ州基本法」という)である。筆者らは、これまでもワ州基本法を解明すべく研究を続けてきた。今回は、ワ州基本法の第四章である「婚姻法」(以下「ワ州婚姻法」という)について、その母法と思われる中華人民共和国(以下「中国」という)の法(以下「中国法」という)と比較するという手法を使いながら検討してみた。

II. ワ州婚姻法の全体構造

1. ワ州婚姻法の成立

ワ州基本法は、中国法を継受して成立している(陳=王 2003: p.124)。ワ州基本法自体は、1993年5月20日に発布され(ワ州基

本法第一章「総則」第6段落), その後2003年12月24日に改正されたとされている(ワ州基本法第一章「総則」第12段落)。しかし、現在のところこの2003年12月24日改正前のワ州基本法がどのようなものであったのかは、残念ながら現時点まで筆者らには明らかではない。しかし、いずれにしろ「婚姻法」という名称の章がワ州基本法に存在していることから、中国法、もしくは中国法がモデルとした社会主義法の影響が見て取れる。日本などの国では、婚姻に関する法律は民法の一部と捉えられているが、社会主義国では「民法」というといわゆる財産法のみを指し、民法とは別に婚姻法と呼ばれる分野があるとしている(福島 1976:p.31)。ワ州基本法もこのような条文構成を継受したために、「婚姻法」という章が「民法」の章から独立しているものと考えられる。

ここで簡単な中国の婚姻法の歴史について見ておきたい。中国は伝統的に極めて強い「男尊女卑」の文化があり、これを打破しようとしたのが中国共産党であるとされている(仁井田 1980:p.141;楊 2008:p.37, p.41)。このため中国共産党は結党初期から、女性保護のための法律を積極的に制定していた(宋=劉 2007:p.16-17)。1949年10月1日の中国共産党政権成立宣言以降も、憲法に先駆けて1950年4月13日に婚姻法を制定した(翌日5月1日施行。以下「50年婚姻法」という。なお、中国で憲法が公布されたのは、1954年9月20日であり(公布日施行)、50年婚姻法制定は憲法制定より早かったのである)¹。その後、プロレタリア文化大革命終了に伴い、法律の再整備がなされる中で、新しい婚姻法が制定され(1980年9月10日全国人民代表大會常

務委員会委員長令5回第9号公布、翌年1月1日施行。以下「80年婚姻法」という)、これの施行と同時に50年婚姻法は廃止となった。その後、改革開放政策も始まって20年を経過すると、それまでに想定していなかった家族に関する新たな問題が発生するようになり(陳 2011:p.25)、これに対応するために2001年4月28日に80年婚姻法は全面改正された(同日施行。以下「01年婚姻法」という)。

ところで、それまで中国では民法に相当する法律が民法通則(1986年4月12日主席令第37号公布、翌年1月1日施行)や物権法(2007年3月16日主席令第62号公布、同年10月1日施行)など個々の単行法規を総合して形成していた。しかし、2014年10月23日には中国共産党18期4中全会の「依法治国の全面推進の若干の重大問題に関する決定[关于全面推進依法治国若干重大問題的決定]」で民法典の制定は法治の実行には重要であると述べられた(韓 2017:p.53;高見澤=鈴木[ほか] 2019:p.161)。これにより、中国では「民法典」が制定された(2020年5月28日主席令第45号公布、翌年1月1日施行)。そして、この民法典の第1040条~第1092条が婚姻に関する規定となっており、民法典施行と同時に01年婚姻法も廃止された。民法の他に婚姻法という分野を設けることが社会主義法の特徴と前述したが、民法典施行により、中国は民事法の形式の点で社会主義法から若干脱却することとなった。

2. ワ州婚姻法の条文構成

ワ州婚姻法は、全38条となっている。なお、50年婚姻法は全27条、80年婚姻法は全

(表1) ワ州婚姻法および80年婚姻法, 01年婚姻法の条文構成比較

条文の内容	ワ州婚姻法	80年婚姻法	01年婚姻法
立法目的	第1条	第1条	第1条
婚姻制度総論	第2条	第2条	第2条
家庭関係総論	第3条～第4条		第4条
自発的結婚の原則	第3条, 第5条	第4条	第5条
結婚年齢	第6条	第5条	第6条
禁止される結婚, 無効な結婚	第7条, 第11条	第3条, 第6条	第3条, 第7条, 第10条～第12条
結婚登記	第8条～第10条	第7条～第8条	第8条～第9条
夫婦の権利義務	第12条, 第14条	第9条～第12条, 第14条	第13条, 第16条, 第20条
夫婦財産	第13条	第13条	第17条, 第19条
親子関係			第21条
子の権利と子に対する義務	第15条, 第17条, 第19条	第15条～第17条, 第19条	第22条, 第23条, 第25条
相続権	第18条	第18条	第24条
養子関係	第20条	第20条～第21条	第26条～第27条
祖父母, 孫, 兄弟姉妹の扶養義務	第21条	第22条～第23条	第28条～第29条
父母の結婚の尊重	第22条		第30条
離婚の方法	第23条～第27条	第24条～第27条	第31条～第34条
復婚	第28条	第28条	第35条
離婚後の子の扱い	第29条～第31条	第29条～第30条	第36条～第38条
離婚後の夫婦財産および補償	第32条～第33条	第31条～第33条	第39条～第42条
家庭内暴力, 遺棄, 虐待への対応と損害賠償	第34条～第36条	第34条	第43条～第46条
離婚時に財産を隠匿した場合の対応	第16条, 第37条	第35条	第47条
強制執行	第38条		第48条
その他の違法行為			第49条
少数民族自治地方の特則		第36条	第50条
施行日に関する規定		第37条	第51条

37条, 01婚姻法は全51条であった。II. 1. で述べたように, ワ州基本法は, 最初, 1993年5月20日に制定され, 2003年12月24日に改正された。刑法においては, ワ州基本法第

三章「刑法」は, 1993年時点の中国刑法である1979年制定の法参照しているのではないかと筆者らは指摘した(その後, 中国刑法は1997年に全面改正されている)(安田=高

橋 2021 : pp.80-81). しかし、条文の数からいっても、ワ州婚姻法は、01年婚姻法を参照したものと思われる。ワ州基本法の各条文は、一般的に母法である中国法をまとめたり省略したりして制定されている(安田=高橋 2016 : p.107) ため、ワ州基本法の条文数は中国法の条文数と比べると、少なくなっていることがほとんどである(安田=高橋 2020 : p.48)。この点から、ワ州婚姻法よりも条文数の多い01年婚姻法がワ州婚姻法の母法であると推測できよう。また、以下の理由からも同様に言える。

(表1) は、ワ州婚姻法と80年婚姻法、01年婚姻法の条文構成をまとめたものである。

(表1) から明らかであるが、80年婚姻法には規定されておらず、01年婚姻法に規定されている父母の結婚の尊重や強制執行に関する規定がワ州婚姻法にも規定されている。このことから、ワ州婚姻法は01年婚姻法を参照したものと思われる。

しかし、なぜ刑法においては1993年時点の規定からアップデートされず、婚姻法に関しては2003年の時点の条文を参照した改正がなされたのかは不明である。

Ⅲ. ワ州婚姻法いくつかの考察

1. 結婚制度総論

ワ州婚姻法第2条は「婚姻の自由を実行し、一夫一婦制を提唱し、男女平等の婚姻制度を実行し、女性、子どもおよび高齢者の合法的権益を保護する」と規定している。これに対し、01年婚姻法第2条は「(第1項) 婚姻の

自由、一夫一婦制、男女平等の婚姻制度を実行する。(第2項) 女性、子どもおよび高齢者の合法的権益を保護する。(第3項) 計画出産を実行する」と規定していた(80年婚姻法第2条も全く同じ条文であった)。ここには、中国法では複数の条文となっている規定を一つにまとめて規定するというワ州基本法の特徴が表れていると言える。しかし、結局、ワ州婚姻法第2条の規定は、01年婚姻法第2条から計画出産の規定を除けば基本的に同じ規定となっている。ここでなぜ01年婚姻法が計画出産の規定を除いても、2項使っている内容から変化がないにもかかわらず1項にまとめる必要があるのかという点に疑問がわく。

ワ州基本法では一つの条文の中で「第1項、第2項……」との区切りはつけられていない。これは、ワ州基本法第二章「民法」、第三章「刑法」も同様である。すなわち、ワ州基本法では全体として「項」については考えられていないため、ワ州婚姻法第2条のような本来第2項を設ければよい条文であっても、全て一つの項にまとめるのである。逆に言うと、ワ州基本法では、「第1項、第2項……」と表現することが煩雑であり、ワ州基本法には適していないと考えているのであろう。もっとも、法的要件を列挙する際に用いる「第1号、第2号……」は使用されている(例えば、ワ州基本法第三章「刑法」の第13条など(安田=高橋 2020 : p.58))。

また、ワ州婚姻法に計画出産について規定がないことについては、単にワ州では計画出産が導入されていないと考えられるため当然のことであろう。そして、最も考察を要するのは、01年婚姻法では「婚姻の自由、一夫

一婦制，男女平等の婚姻制度を実行」と全て「実行」と規定されているのに対し，ワ州婚姻法では「婚姻の自由を実行し，一夫一婦制を『提唱 [提唱]』し，男女平等の婚姻制度を実行」と一夫一婦制のみ「提唱」と規定している。なぜ，一夫一婦制のみ「提唱」なのであろうか。提唱という言葉は「実行」と比べて，提唱するのみで実行しきれないという意味があるように思われる。この点から，ワ州では一夫一婦制は徹底されていないのではないだろうか。

中国東南部や東南アジアでは一夫多婦制がある程度見られ（湯浅＝小池 [ほか]（編）1992：p.174, p.179；高橋 2019：pp.161-162），ワ州でも同様なのではないかと考えられる。問題となるのは，これら東南アジア諸国では法律の条文上一夫多妻制が禁じられているにもかかわらず（湯浅＝小池 [ほか]（編）1992：p.174, p.184），ワ州では「一夫一婦制を『提唱]する」と強い禁止を打ち出していない点である。この点につき，ワ州はやはり軍閥政権であり，民衆の慣習に反する法律を制定し，強い反対が民衆の中から生じることを恐れていると指摘し得る。

もっとも，「提唱」のレベルとはいえ，「一夫一婦制」をワ州婚姻法に規定していることもまた事実である。この点から，ワ州は伝統的慣習法上の一夫多妻制から，一夫一婦制への移行期でもあると考えられよう。

2. 結婚年齢

ワ州婚姻法第6条は「佉邦の男女青年は，民族，宗教，地域，国籍により制限を受けず，全て満18歳より結婚することができる。

ただし，軍人および政府職員は軍歴もしくは職歴が3年以上となった場合に結婚することができる」と規定している。これに対し01年婚姻法は男性22歳以上，女性20歳以上から結婚が可能であるとしている（第6条。80年婚姻法では第5条。中国民法典第1047条）。中国は計画出産の実行により，晩婚，高齢出産が奨励されており，結婚可能年齢も高めに設定されている。もっとも，計画出産が開始する前の50年婚姻法第4条でも結婚可能年齢は男性20歳，女性18歳であった。これに比べると男女共に18歳を結婚可能年齢に設定しているワ州は，中国と比べると結婚可能年齢が低いことになる。

一因として仮説を述べるならば，ワ州は軍閥政権であり，少年兵を含めた兵士となるべき若者を常に大量に必要としているため，低年齢での出産が可能となるように結婚可能年齢を低く設定しているのかとも思われる。また，ワ州には邦康緬華学校高中部という，日本の高校に相当する教育機関は存在するものの，大学をはじめとしたそれ以上の高等教育機関は存在しないとみられる（安田 2011：p.94）。中国やミャンマー中央政府統治圏への留学が可能な限られた層を除き，18歳以上のワ州の若者が大学教育を受ける手段がほとんど存在しない。すなわち，ワ州において社会に出る若者の平均年齢は中国国内の若者よりも大幅に低いとかがえられる。これも結婚可能年齢の低さにつながっているのかもしれない。そして，ワ州婚姻法における結婚可能年齢について特筆すべき点は，男女差が設けられていないことである。先に述べたように中国でも，結婚可能年齢は男女差があるし，日本でも結婚可能年齢に差がなくなるの

は2022年（令和4年）4月1日からの予定である（2018年（平成30年）6月20日法律第59号公布・2022年（令和4年）4月1日施行予定の改正民法）。この改正は、結婚可能年齢に男女差があることについては、合理的な理由はなく、男女差別であるためとの認識によるものである（『第196回国会参議院法務委員会会議録第14号』2018：p.35）²。後の中国民法典ですら結婚可能年齢に男女差があることを考えると、少なくとも2003年12月24日の段階で制定されたワ州婚姻法が結婚可能年齢に男女差を設けていないことは特筆に値する。

軍閥政権であるワ州において、中国以上に男女の平等を重視する人権概念が育っているとも考えづらい。これは、先に述べたように低年齢で出産が可能のように、なるべく結婚可能年齢を下げたいが、母法たる中国法における最低の結婚可能年齢（50年婚姻法における女性の結婚可能年齢）をも下回ること躊躇があった結果ではなかろうか。ワ州婚姻法の結婚可能年齢に男女差が見られないのは、結果としてそのようになっただけであろうと考えられる。

また、01年婚姻法などには規定されていない要件として、ワ州婚姻法には「ただし、軍人および政府職員は軍歴もしくは職歴が3年以上となった場合に結婚することができる」という但書があることも先に述べた。このような職歴によって結婚に制限が設けられることは、あまり例を見ない。なぜこのような規制があるのかを考察すると、以下のような理由が考えられる。ワ州において軍人および政府職員は特権階級にあり、その特権階級を持つ者の親族になるための結婚を希望者が

多いのではないだろうか。そのような社会階層の上昇を求めた結婚をある程度防ぐためにこのような制限が設けられているのではないかと考えられるが、不明な点は多い。

これに関連して、ワ州婚姻法第10条は「軍人の結婚には、地方もしくは軍隊の手続いずれでもよいものとする」と規定している。これにより、軍人が軍隊内で結婚の手続をすることができ、やはり軍人の結婚は特別なものであるということの意味しているように思える。

3. 父母の子に対する民事責任

ワ州婚姻法第17条は「父母は未成年の子を監護する権利と義務を有する。未成年の子が法を犯したとき、父母は民事責任を負う義務を有する」と規定している。これは01年婚姻法第23条の「父母は未成年の子を監護し、教育する権利と義務を有する。未成年の子が国家、全体もしくは他人に損害を与えたとき、父母は民事責任を負う義務を有する」との規定を元にしたものと思われる（80年婚姻法では第17条）。

しかし、ここでワ州婚姻法の方は、単に「法を犯したとき」であるのに対し、中国は「国家、全体もしくは他人に損害を与えたとき」と規定されている。未成年の子が他者に損害を与えた場合に、その父母が責任を負うというのは理解できる。日本でも、民法（1896年（明治29年）4月27日法律第89号公布、1898年（明治31年）7月16日施行、2019年（令和元年）6月14日法律第34号最終改正、翌年4月1日施行）第714条により、概ね同じような構成になっている。

しかし、ワ州婚姻法では「法を犯したとき」となっており、通常「法を犯す」とは刑事法を指し、民事法は観念されない。民事法は、他者に損害を与えた場合に、どのように処理するかを定めるものであり、「法に違反する」という概念が存在しないためである。ところが、ワ州基本法第三章「刑法」に「賠償」が刑罰の一形態として規定されており(第13条)(安田=高橋 2020 : p.50, p.58), しかも、満14歳未満の者の犯罪については、責任を負うべきその家長もしくは監護者は賠償責任を負うとしている(第5条)(安田=高橋 2020 : p.50, p.57)。一見すると、ワ州婚姻法第17条は、このワ州基本法における刑法の規定に合わせた規定のように見える。しかし、ワ州では16歳をもって成年となる(ワ州基本法第二章「民法」第7条)(安田=高橋 2018 : pp.62-63)。もちろん、ワ州では、自己の労働収入をもって主要な生活資源を得ている14歳以上16歳未満の者も完全民事行為能力者とみなすとの規定もある。しかし、ここではあくまで「完全民事行為能力者」とみなすのみであって、成年者は16歳からであることには変わりはない。すなわち、ワ州婚姻法第17条では未成年の子(16歳未満の者)が法を犯した場合には、父母が民事責任(=賠償責任)を負うことになるにもかかわらず、ワ州基本法第三章「刑法」第5条によれば、14歳未満の者が犯罪を行った場合に、家長もしくは監護者が賠償責任を負うことになるのである。これは、読む規定によって、父母は、子が14歳になるまで責任を負うのか、16歳になるまで責任を負うのかが変わってくることになる。筆者らは、ワ州基本法は粗雑な点が多いと述べてきたが(安田=高橋

2016 : p.117), この点もその一つと言えるであろう。

ところで、ワ州婚姻法第17条では、「法を犯したとき」と規定されており、01年婚姻法第23条のように「国家、全体もしくは他人に損害を与えたとき」とは規定されていないため、条文上いわゆる未成年の子が他者に損害を与えた場合に、父母がその民事責任を負わなければならない法的根拠がないことになる。

4. 非嫡出子に対する父母の義務

ワ州婚姻法第19条は、「結婚によらずして生まれた子は、結婚によって生まれた子と同等の権利を有し、如何なる者も危害を加えたり差別することは許されない。結婚によらずして生まれた子を直接養育していない父母は、子が満16歳になるまで、子の生活費及び教育費、医療費を負担しなければならない」と規定している。これは、01年婚姻法第25条の「(第1項)結婚によらずして生まれた子は、結婚によって生まれた子と同等の権利を有し、如何なる者も危害を加えたり差別することは許されない。(第2項)結婚によらずして生まれた子を直接養育していない父母は、子が独立して生活できるまで、子の生活費及び教育費、医療費を負担しなければならない」との規定を元にしたものであろう(中国民法典では第1071条、80年婚姻法では第19条。また、全く同じではないが同様の規定は50年婚姻法第15条にもある)。

ここでは、中国ではあくまで「子が独立して生活できるまで」であるにもかかわらず、ワ州婚姻法第19条では「満16歳まで」と年

齢で固定されている。この点についてもやはり、ワ州には大学がなく、高校卒業後すぐに働くか、大学を卒業してから働くかの差異を考える必要がないケースが圧倒的に多いと思われることから、「満16歳まで」費用を負担するという規定となっているのであろう。

5. 「婦協」という用語

ワ州婚姻法第24条は、「男女の一方が離婚を要求する場合、司法機関に起訴するか婦協に申し出て、司法機関の複数回の調停があっても効果がなかった場合に離婚を認める」と規定し、第34条は「家庭内暴力または家庭成員の虐待があった場合、被害者は婦協もしくは司法機関に援助の請求を出す権利を有し、婦協および司法機関は制止、勧告、調停をしなければならず、必要があれば司法権を行使することができる」、第35条は「家庭成員の遺棄に対し、被害者は婦協もしくは司法機関に援助の請求をする権利を有し、司法機関は法により扶養費、扶助費を支払わせる判決を出さなければならない」と規定している。これらの規定には「婦協」という用語が用いられている。残念ながら、ワ州に関しては、資料が極端に少ないため、この婦協についても詳しいことは分からない。しかし、文字からすると「婦人協会」か「婦女協会」の略称と思われる。また、ワ州婚姻法の規定から、「婦協」は、離婚や家庭内暴力などの問題について調停を行う機関であると推測される。

中国では、女性保護のために様々な施策が行われたことは一部Ⅱ. 1. でも述べた。しかし、ワ州でも婦協なる婚姻法に関する専門機関を設置している点は注目に値しよう。

Ⅳ. ワ州婚姻法と社会主義法に関する考察

1. ワ州基本法と社会主義

ワ州基本法は中国法を模したことは間違いないものの、中国法の規定によく見られる「社会主義」という用語は全て削除し、社会主義を思わせる「反革命罪」などの用語もワ州基本法からは削除していると筆者らは指摘した(安田=高橋 2015 : p.80 ; 安田=高橋 2021 : pp.82-83)。ワ州は、中国法を母法としているものの、ワ州自身の政治体制を「社会主義である」とは述べていないし、社会主義法の特徴たる「反革命罪」などの用語は使用していない。ここから、ワ州は、中国をモデルとはしつつも、社会主義法からは距離を置きつつあると筆者らは考えてきた。

2. ワ州婚姻法と社会主義

ところが、ワ州婚姻法第4条は、「夫婦は互いに尊重し合い、家庭成員間では高齢者を敬い若い者を慈しみ、互いに助け合わなければならない。平等で仲睦まじく、文明的な婚姻家庭関係を維持しなければならない」と規定している。これは、01年婚姻法第4条の規定と全く同じである。

ところで、社会主義家族法の特徴の一つとして、道徳の規定が置かれることがあげられる(福島 1976 : p.35)。一般的には、法で道徳を強制してはならないとされている(ラートブルフ 1968 : p.10)。しかし、社会主義家族法においては、「とくに重要な特徴としてあげるべき事項は、そのなかにみちわたる道

徳性、義務制である……社会主義法、法学は、両者の緊密な結合を前提とするが、家族法においてはそれがことに顕著に発揮される」と指摘されている（福島 1976：p.35）。ワ州婚姻法第4条の規定は、まさにこれを体現した家族の道徳の法制化と言えるであろう。

すなわち、これまで反革命罪という用語を使わないなど、社会主義用語の使用を避けていたワ州基本法は、ワ州婚姻法になって急に社会主義家族法の特徴を明確に有するに至っている。

なぜこのようなことが起こったのかというと、恐らく、ワ州基本法の立法者が、道徳の法制化が社会主義法の特徴であることを知らなかったためであろう。反革命という用語は、社会主義政権の為政者に頻繁に使用される言葉であり、社会主義用語であることは比較的簡単に分かる。しかし、家族法の分野において、道徳の法制化を行うことが社会主義法の特徴であることは、専門的知識を有さなければ分からない。この差が、反革命罪という用語を使用しなかったにもかかわらず、ワ州婚姻法においては道徳の法制化がなされている原因であると考えられる。

V. おわりに

本稿では、ワ州基本法のうち、ワ州婚姻法について見てきた。その結論としては、中国から脱却して独自の規定を設けようとする動きは見えるものの、結局粗雑な部分があるという評価となるのがワ州婚姻法であると言える。

まず、中国にはない「婦協」という組織を置いている点、ワ州基本法第三章「刑法」に

合わせて、「未成年の子（16歳未満の子）が法を犯したとき、父母は民事責任を負う義務を有する」と規定している点などである。しかし、Ⅲ. 3. で指摘した通り、ワ州基本法第三章「刑法」第5条では、「14歳未満の者が犯罪を行った場合……監護者が賠償責任を負う」と規定されていたりと、中国と異なる規定を制定したために、全体としてみると整合性がない部分が出てきてしまっている。さらに言うなら、独自の「婦協」という組織について規定するならば、「婦協」に関する組織法も規定するべきであろう。これらの点が、粗雑な部分である（そもそも「婦協」の運用実態についても明らかではなく、極論を言えば名前のみで組織が存在しない可能性さえある）。

本稿は、Ⅰ. でも述べた通り、福井県も推進している国際理解の一助としてワ州婚姻法について紹介し、検討してきた。世界にはまだまだこのような地方が存在しているということを知らしめ、世界の広さを感じ取ってくれたなら、本稿の目的は果たせたと言える。

【資料】ワ州基本法「第四章 婚姻法」和訳
（底本は、緬甸佤邦司法工作委員会（編）
2004：pp.71-79）

第一款 総則

第1条 本法は、婚姻、家庭関係の基本準則である。

第2条 婚姻の自由を實行し、一夫一婦制を提唱し、男女平等の婚姻制度を實行し、女性、子どもおよび高齢者の合法的權益を保

護する。

第3条 請負い、売買による婚姻およびその他婚姻の自由に干渉する行為を禁止する。婚姻を口実に財物を取り立てることを禁止し、家庭内暴力を禁止し、家庭成員間の虐待および遺棄を禁止する。

第4条 夫婦は互いに尊重し合い、家庭成員間では高齢者を敬い若い者を慈しみ、互いに助け合わなければならない。平等で仲睦まじく、文明的な婚姻家庭関係を維持しなければならない。

第二款 結婚

第5条 結婚は男女双方の完全な自由意思によらなければならない。いずれか一方が他方に強迫を加えること、またはいかなる第三者が干渉することも許されない。

第6条 仮邦の男女青年は、民族、宗教、地域、国籍により制限を受けず、全て満18歳より結婚することができる。ただし、軍人および政府職員は軍歴もしくは職歴が3年以上となった場合に結婚することができる。

第7条 直系親族、もしくは医学上結婚すべきではないと認められる疾病に罹患している者の結婚は禁止する。

第8条 結婚しようとする男女双方は、現地の県司法機関、区派出所もしくは婚姻登記機関で結婚登記を行わなければならない。結婚証を取得と同時に夫婦関係は確立し、法律上の保護を受ける。結婚証の手続を

行っていない場合は、登記を行わなければならない。

第9条 結婚登記後、女は男の家庭成員となることができ、男は女の家庭成員になることもできる。

第10条 軍人の結婚には、地方もしくは軍隊の手続いずれでもよいものとする。

第11条 強迫により結婚した場合、強迫を受けた一方は婚姻登記機関に当該結婚の取消しを請求することができる。

第三款 家庭関係

第12条 家庭における夫婦の地位は平等である。夫婦双方は、いずれも生産、仕事、学習および社会活動に参加する自由を有し、一方は他方に対して制限または干渉を加えてはならない。

第13条 夫婦が結婚後に取得した財産は共有とする。

第14条 夫婦は互いに扶養する義務と扶養される権利を有する。

第15条 父母は子に対し扶養教育の義務を有し、子から扶養扶助を受ける権利を有する。子は父母に対し扶養扶助の義務を負い、父母に扶養教育を要求する権利を有する。

第16条 嬰兒の溺殺、遺棄およびその他の嬰兒への殺害・傷害行為を禁止する。老人

の虐待、老人を遺棄する行為は禁止する。

第17条 父母は未成年の子を監護する権利と義務を有する。未成年の子が法を犯したとき、父母は民事責任を負う義務を有する。

第18条 夫婦は互いに遺産を相続する権利を有する。子は父母の遺産を相続する権利を有する。

第19条 結婚によらずして生まれた子は、結婚によって生まれた子と同等の権利を有し、如何なる者も危害を加えたり差別することは許されない。結婚によらずして生まれた子を直接養育していない父母は、子が満16歳になるまで、子の生活費及び教育費、医療費を負担しなければならない。

第20条 継父母と継子間にあっては、虐待または差別をしてはならない。

第21条 祖父母、外祖父母、兄、姉などの血縁の近い者は、すべて未成年の子の監護人となることができ、子を扶養する義務を負う、扶養される権利を有する。

第22条 子は父母の婚姻権を尊重しなければならない。父母の再婚および婚姻後の生活に干渉してはならない。子の父母に対する扶養義務は、父母の婚姻関係の変化により終了するものではない

第四款 離婚

第23条 男女双方が自由意思により離婚を望む場合には、婚姻登記機関に離婚を申請

しなければならない。登記機関の調査により離婚でき、離婚証が発給される。離婚後、相手方の人身の自由に干渉してはならず、発生した法的責任は各自が負うものとする。

第24条 男女の一方が離婚を要求する場合、司法機関に起訴するか婦協に申し出て、司法機関の複数回の調停があっても効果がなかった場合に離婚を認める。

第25条 家庭内暴力または家庭成員を虐待、遺棄した場合、賭博、麻薬使用などの悪習を有したびたび指導しても改めない場合、感情の不和により満二年別居している場合または一方が失踪している場合、もう一方が離婚訴訟を提起した場合には、離婚を認めなければならない。

第26条 現役軍人の配偶者が離婚を要求するには、軍人の同意を得なければならない。ただし、軍人の方に重大な問題および過失がある場合はこの限りではない。

第27条 女が妊娠期間中あるいは分娩後一年以内であるときは、男は離婚を提起できない。女が離婚を提起するか、または司法機関が離婚請求を受理することが確かに必要であると認めた場合は、この限りではない。

第28条 離婚後、男女双方が自由意思により夫婦関係の回復を望む場合には、婚姻登記機関で復婚の登記をしなければならない。

第29条 父母と子の関係は、父母の離婚により消滅しない。離婚後、子は父母のいず

れか一方に養育されているかを問わず、依然として双方の子である。離婚後、授乳期間中の子は、母親が扶養することを原則とし、授乳期間後の子について争いがある場合は、司法機関が状況に基いて判決する。

第30条 離婚後 一方が養育する子に対し、他方はその必要とする生活費と教育資の一部または全部を負担しなければならない。費用の額および期間については、双方の協議によるものとし、協議が不成立の場合には司法機関の判決によるものとする。協議および判決は、子が必要とするとき、父母のいずれか一方に対する合理的な経済要求を妨げない。

第31条 離婚後、直接子を扶養していない一方は子と面接交渉する権利を有し、その他方は、それを補助する義務を負う。ただし、子の心身の健康に害を与えてはならない。

第32条 離婚の際、夫婦の共同財産は双方の協議によって処理する。協議が成立しないときは、司法機関の判決によるものとする。

第33条 離始の際 もし一方が生活困難な場合は、他方はその住宅等個人財産から適当な経済的援助を与えなければならない。具体的方法は双方の協議による。協議が成立しないときは司法機関の判決による。

第五款 救助措置と法的責任

第34条 家庭内暴力または家庭成員の虐待があった場合、被害者は婦協もしくは司法機関に援助の請求を出す権利を有し、婦協および司法機関は制止、勧告、調停をしなければならず、必要があれば司法権を行使することができる。

第35条 家庭成員の遺棄に対し、被害者は婦協もしくは司法機関に援助の請求をする権利を有し、司法機関は法により扶養費、扶助費を支払わせる判決を出さなければならない。

第36条 家族成員の虐待が重大な結果を生じて、家庭成員を遺棄した場合は犯罪となり、司法機関は捜査、証拠の取得を経て刑事責任を追及しなければならない。併せて損害賠償も行わなければならない。

第37条 離婚の際、一方が夫婦共同財産を隠匿、移転、売却、棄損し、または債務を捏造して他方の財産の侵害をたくらんだ場合には、判決の際に、一方を少なくするか分与しないことができる。夫婦共同財産の分割に当たって、離婚後、他方が上述の行為を発見した場合には、再分割を請求することができる。

第38条 関係判決もしくは裁定に対する不執行に対する司法機関の強制執行には、関係団体および個人は執行に協力する責任を負わなければならない。

注)

1 毛沢東は、「婚姻法はすべての男女の利

害に関係があり、その普遍性は正に憲法に次ぐ国家の根本的大法の一つである」と述べていたという（王 1993：p.437；加藤 2002：p.3）。

- 2 2018年6月5日開催の第196回国会参議院法務委員会での渡邊清・政府参考人（内閣府大臣官房審議官）および糸満慶子・参議院議員の発言。

【参考資料・引用文献】

- ・日本語文献（50音順）
- 加藤美穂子（2002）『詳解 中国婚姻・離婚法』日本加除出版。
- 高橋孝治（2019）「中国雲南省に居住する彝族の婚姻慣習法に関する考察——法人類学の視点から——」『21世紀東アジア社会学』（10号）日中社会学会，pp.149-165収録（ウェブジャーナル https://www.jstage.jst.go.jp/article/easoc/2019/10/2019_149/_article/-char/ja/）。
- 高見澤磨＝鈴木賢 [ほか]（2019）『現代中国法入門』（第8版）有斐閣。
- 長州一二＝坂本義和（編著）（1983）『自治体の国際交流』学陽書房。
- 仁井田陸（1980）『補訂 中國法制史研究 奴婢農奴法・家族村落法』東京大學出版會。
- 福島正夫（1976）「社会主義の家族法原理と諸政策」福島正夫（編）『家族 政策と法（5） 社会主義国・新興国』東京大学出版，pp.9-50収録。
- 安田峰俊（2011）『独裁者の教養（星海社新書4）』講談社。
- 安田峰俊＝高橋孝治（2015）「ワ州基本法の研究——中国法との比較を通じて——（1）総則」『多摩大学研究紀要「経営情報研究』（19号）多摩大学経営情報学部，p.71-86収録。
- 安田峰俊＝高橋孝治（2016）「ワ州基本法の研究——中国法との比較を通じて——（2）民法」『多摩大学研究紀要「経営情報研究』（20号）多摩大学経営情報学部，p.103-118収録。
- 安田峰俊＝高橋孝治（2018）「ワ州基本法の研究——中国法との比較を通じて——（3）民法【資料】」『ふくい地域経済研究』（27号）福井県立大学地域経済研究所，pp.61-75収録。
- 安田峰俊＝高橋孝治（2020）「ワ州基本法の研究——中国法との比較を通じて——（4）刑法総則」『ふくい地域経済研究』（31号）福井県立大学地域経済研究所，pp.45-61収録。
- 安田峰俊＝高橋孝治（2021）「ワ州基本法の研究——中国法との比較を通じて——（5）刑法各論」『ふくい地域経済研究』（32号）福井県立大学地域経済研究所，pp.79-94収録。
- ラートブルフ（碧海純一（訳））（1968）『法学入門（ラートブルフ著作集3）』東京大学出版会。
- 湯浅道男＝小池正行 [ほか]（編）（1992）『法人類学の地平』成文堂。
- 『第196回国会参議院法務委員会会議録第14号』（2018）参議院事務局。
- 「国交なくとも交流活気」（2018）『毎日新聞』（2018年4月23日付夕刊）1面。
- 「ミャンマー軍クーデター」（2018）『読売新聞』（2021年2月2日付）1面。
- 「ミャンマー軍がクーデター」（2018）『朝日新聞』（2021年2月2日付）1面。
- ・中国語文献（中国流通のもの・ピンインアルファベット順）
- 陳葦（主編）（2011）『婚姻家庭繼承法学』中

- 国政法大学出版社.
- 韓松（編著）（2017）『民法總論』（第3版）
法律出版社.
- 宋剛＝劉閔春（主編）（2007）『婚姻与繼承法
教程』對外經濟貿易大学出版社.
- 王玉明（主編）（1993）『毛沢東法律思想庫』
中国政法大学出版社.
- 楊大文（2008）『婚姻家庭法』（第4版）中国
人民大学出版社.
- ・中国語文献（ワ州流通のもの・ピンインア
ルファベット順）
- 陳英＝王双棟（2003）『“金三角”之星』緬甸
佤邦民族教育出版社.
- 緬甸佤邦司法工作委員会（編）（2004）『佤邦
基本法（試行）』[出版社不明].